

## 議案第 20 号

三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 6 年 2 月 22 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）

三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年三次市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「法第 19 条第 10 号」を「法第 19 条第 11 号」に改める。

第 2 条各号を次のように改める。

- (1) 個人情報 法第 2 条第 3 項に規定する個人情報をいう。
- (2) 個人情報ファイル 法第 2 条第 4 項に規定する個人情報ファイルをいう。
- (3) 個人番号 法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。
- (4) 特定個人情報 法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。
- (5) 特定個人情報ファイル 法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。

- (6) 個人番号利用事務 法第2条第10項に規定する個人番号利用事務をいう。
- (7) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (8) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。
- (9) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (10) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項を次のように改める。

法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務とする。

第4条第2項中「執行機関」を「機関」に改め、同条第3項中「市の執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関」を「市長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって自ら」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改め、同条第4項中「情報を含む書面の提出」を「情報を含む書面の提供」に改める。

第5条第1項中「法第19条第10号の規定による特定個人情報の提供」を「法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合」に、「ことにより行うものとする」を「ときとする」に改め、同条第2項中「情報を含む書面の提出」を「情報を含む書面の提供」に改める。

別表第1中

「

執行機関	事務
------	----

」を

「

機関	事務
----	----

」に改める。

別表第 2 中

「

執行機関	事務	特定個人情報
------	----	--------

」を

「

機関	事務	特定個人情報
----	----	--------

」に改める。

別表第 3 中

「

機関	事務	機関	特定個人情報
----	----	----	--------

」を

「

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
--------	----	--------	--------

」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 4 8 号）の施行の日から施行する。